

公立大学法人横浜市立大学オープンイノベーションラボ本棟に関する
個人会員利用規約

(趣旨)

第1条 この利用規約（以下、「本規約」という。）は、公立大学法人横浜市立大学（以下、「本学」という。）のオープンイノベーションラボ棟のオープンスペース、ラウンジ、ホワイエ（以下、「共用エリア」という。）の利用及び共用エリアにおいて提供するサービス（以下、「本サービス」という。）の利用条件を定めるものとする。

(適用)

第2条 本規約は、会員と本学との間の本サービスの利用に関わる一切の関係に適用されるものとする。

- (1) 本学は本サービスに関し、本規約のほか、利用にあたってのルール等、各種の定め（以下、「個別規定」という。）をすることがある。これら個別規定はその名称のいかんに関わらず、本規約の一部を構成するものとする。
- (2) 本規約の規定が前条の個別規定の規定と矛盾する場合には、個別規定において特段の定めなき限り、個別規定の規定が優先されるものとする。

(会員登録)

第3条 本サービスにおいては、登録希望者が本規約に同意の上、本学の定める方法によって利用登録を申請し、本学がこれを承認することによって、利用登録が完了するものとする。

- (1) 本学は、利用登録の申請者に以下の事由があると判断した場合、利用登録の申請を承認しないことがあり、その理由については一切の開示義務を負わないものとする。
 - ① 利用登録の申請に際して虚偽の事項を届け出た場合
 - ② 本規約に違反したことがある者からの申請である場合
 - ③ その他、本学が利用登録を相当でないと判断した場合
- (2) 毎年4月および10月に会員募集を行うものとする。
- (3) 募集人員に達した場合、以降の新規会員募集は行わないものとする。

(提供サービス)

第4条 共用エリアの利用者は、本規約に基づき次の各号のサービスを利用することができるものとする。

- (1) 共用エリアの本学が指定した設備の利用
- (2) 電気の利用（合理的な程度に限る。）
- (3) 学内限定イベント、特典への参加の機会

(利用の申請)

第5条 共用エリアを利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、利用申請書（別記様式 1。以下「申請書」という。）により理事長に対して申請を行うものとする。

- (1) 理事長は、申請者から提出された申請書に基づき審査するものとする。ただし、必要と認めたときは、申請者に関連資料の提出、面接等を求めることができる。
- (2) 理事長は、第 1 項の申請に対して承認を決定したときは、承認通知書により申請者に対して通知を行うものとする。
- (3) 承認の可否判断の理由については開示する義務はないものとする。

(利用料等)

第6条 共用エリアの利用料は、別表のとおりとする。なお、利用の開始又は終了が月の途中であっても、日割計算等を行わず、全額を支払うものとする。

- (1) 申請書が承認された後、請求書を発行するものとする。
- (2) 請求書発行後、利用者は当該請求書に記載された金額について、6か月分の料金を前払いにて支払うものとする。但し、新規会員が途中の月（例：6月、11月など）に入会した場合、その月からの利用分に相当する会費を支払うものとする。
- (3) 既納の会費は返還しない。

(セキュリティカード)

第7条 本学は、共用エリアの利用者に対して、施錠区画に立ち入るためのセキュリティカードを有償にて貸与する。利用者はセキュリティカードの貸与を受ける場合、次の各号に掲げる事項をあらかじめ承諾し、遵守した上で、適切に管理しなければならない。

- (1) 折り曲げたり、穴をあけたり、強い磁気に近づけたり、高温の場所に放置することは禁ずる。
- (2) 他人に譲渡することは禁ずる。
- (3) 紛失した場合は、速やかに本学に連絡する。
- (4) 紛失、破損した場合は、再発行の手数料を請求する。

(注意事項)

第8条 利用者は、本規約を遵守するとともに、オープンイノベーションラボ棟の施設、共用エリア内外の設備、什器類、AV機器等（以下「施設等」という。）を善良な管理者の注意をもって、常に良好な状態で利用しなければならない。

- 2 施設等を毀損、汚損、紛失させた場合は、速やかに本学まで申し出ること。修繕費を申し受ける場合がある。
- 3 飲食物の持ち込みは可能とするが、施設等を汚損した場合は、速やかに本学まで申し出ること。汚損の程度によっては、清掃料を申し受ける場合がある。
- 4 利用者は、本学から利用を許可された範囲以外の場所を無断で利用してはならない。
- 5 イベント案内等の広告物、会場誘導看板等を掲示する場合は、事前に本学に届け出て

了承を得ること。共用エリア内外に無断で掲示物を設置した場合や、指定した場所以外に設置した場合は直ちに撤去する。

- 6 他の利用者が写り込む写真撮影やビデオ撮影、録音等は、本学の許可を得ること。共用エリア等でテレビ取材や新聞取材等を受ける場合には、事前に本学にその旨を通知しなければならない、特別な指示がある場合はそれに従う。
- 7 共用エリアにおいて、災害予防・防犯上の処置が必要と認められる箇所を発見したときは、利用者は速やかに本学に連絡し、指示を受ける。
- 8 利用者は、本学が共用エリアの改良、修繕、設備の新增設あるいは諸法令の改正に対応するため、共用エリアの改装を行う場合があることを予め了解し、利用者はこれに協力する。
- 9 その他利用に関しては本学と協議、相談の上、その指示に従う。

(禁止事項)

第9条 共用エリアでは、利用者は次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 政治活動及び宗教活動
- (2) 大声、大音量の音楽、振動、臭気の発生等により、他の利用者又は運営事業者に迷惑を及ぼす、又はその恐れがある行為
- (3) 他の利用者又は運営事業者の著作権、肖像権、商標権等の知的財産権、財産、プライバシーを侵害する、又はそのおそれがある行為
- (4) 他の利用者又は運営事業者の秘密情報を公表、漏洩又は第三者への開示する行為
- (5) 他の利用者又は共用エリアの社会的信用又は名誉を失墜する行為
- (6) 利用が許可された目的以外の行為
- (7) 危険物（火薬類、爆発性物質その他運営事業者が危険と判断したもの）、火気又は不潔な物品を共用エリア内に持ち込む行為
- (8) 利用が許可された範囲を越えて利用する行為
- (9) 利用者の資格を、第三者に譲渡する行為
- (10) その他法令や公序良俗に反する行為

(利用許可の取消し等)

第10条 理事長は、次の各号のいずれかに該当するときは、共用エリアの利用許可を取り消すことができる。

- (1) 利用者が申請書に虚偽の記載をしたとき。
- (2) 利用者が反社会勢力排除に係る確約書に反したとき。
- (3) 利用者が前条各号の禁止事項を行ったとき。
- (4) 利用者が第6条に定める利用料等を指定の期日までに納付しないとき。
- (5) その他利用者とすることを不適当と判断したとき。
- 2 前項の規約により利用許可を取り消された利用者又は第三者に損害が生じた場合においても、本学は一切の責任を負わない。
- 3 利用許可の取消しに伴い、共用エリアの利用にかかる契約が終了した場合であっても、利用者の本学に対する、契約終了日までの支払い及びその他損害を賠償する義務

は存続するものとする。

(免責)

第11条 共用エリア内に利用者が持ち込んだ物品(貴重品を含む。)等の盗難、破損事故及び第三者に対する対人対物など全ての事件・事故・トラブルについては、その原因の如何を問わず本学は一切の責任を負わないものとする。

- 2 本学は、共用エリアの運営に関して、故意又は重大な過失がない限り、利用者に対して損害賠償を負わないものとする。
- 3 自然災害、本学に帰責すべき事由以外の事由による火災等、法令及びこれに準ずる規則の改廃・制定、その他本学の合理的支配が及ばない事由等を原因として、利用者に対し提供サービスが行えなくなった場合、これにより利用者に損害が生じたとしても、本学は一切の責任を負わないものとする。

(個人情報取扱い)

第12条 本学は、共用エリアの運営を円滑に行うために、利用登録時に氏名・社名・役職・電話番号・電子メールアドレス等の情報を取得し、利用できるものとする。本学は、申請に際して取得した個人情報を、法令に基づき適正に取り扱う。

(本規約等の変更)

第13条 本学は、利用者の事前の承諾を得ることなく、利用者に事前に通知することにより、本規約を変更することができるものとし、利用者は、第4条に定める提供サービスの利用開始と同時に、変更後の本規約に同意したものとみなす。なお、本学は、本規約等を変更する際には当該変更の効力が発生する一定期間前から、変更内容を利用者に十分周知するものとする。

第14条 その他

施設利用にあたっては、各種学内規定等に基づき適切に取り扱うこととする。

別表 (第6条関係)

区分	利用料 (税別)
共用エリア	利用料 20,000 円 / 月
セキュリティカード	5,000円 (入会時のみ)